

税務住民課(住民) 有2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594
日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)0749-23-1112

ご存じですか？国民年金の任意加入制度について

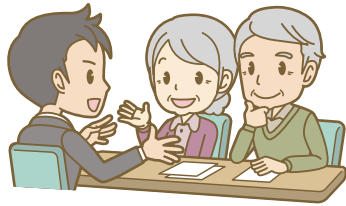
老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納め

ることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を

持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。



国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替を利用することができます。口座振替を利用いただくと、保険料が自動的に引き落としになるため、金融機関などにいく手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替には、当月分保険

料を当月末に振替納付することにより、月々60円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が多い、6ヶ月前納・1年前納・2年前納もあり、たいへんお得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関の届出印を持参のうえ、ご

希望の金融機関または年金事務所にお申し出ください。



生涯学習課(人権推進) 有3-3746 (電)0749-48-8130 (F)0749-48-2363

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

人権擁護委員による人権相談をおこないます。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

- 開設日 令和8年6月1日(月)
- 時間 ①9:00～10:30 ②11:00～12:30
- 場所 ①多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」ボランティア室
②大滝林業技術研修センター(大滝山林組合)小会議室

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々であり、現在、約14,000人の委員が全国の各市町村に配置され、講演会や座談会を開催して、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動に努めています。また、法務局の人権相談所および市町村役場などで臨時に開設した相談所などで住民の皆さんの悩みごとや心配ごとの相談を受けています。皆さんの一番身近な相談相手です。

多賀町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

多賀町人権擁護委員(敬称略)

氏名	住所
藤澤 道子	樋田
多賀 節子	木曽
小菅 法雄	多賀
桂 富江	栗栖

また、毎年、全国人権擁護委員連合会・滋賀県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、制度の周知を呼びかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。



学校教育課 有2-3741 (電)0749-48-8123 (F)0749-48-8155

学校支援ボランティアだより 地域学校協働本部事業

「ひなまつりおはなし会」(大滝たきのみやこども園・久徳うぐいすこども園)

3月3日、大滝たきのみやこども園と久徳うぐいすこども園で「ひなまつりおはなし会」が行われ、子どもの本のサークル「このゆびとまれ」の方々により、ハンドベルの演奏や大型絵本、紙芝居などの読み聞かせをしていただきました。ハンドベルでは「うれしいひなまつり」「アンパンマンたいそう」など4曲を披露され、みんなが歌って大合唱となるものでした。乳

児から幼児まで幅広く楽しめる大型絵本や紙芝居も用意して下さり、子



▲【おべんとうばこのうた】を合唱しました

どもたちはとても楽しい時間を過ごしました。



▲【アンパンマンたいそう】の歌を合唱しました

「思い出お楽しみ会」(久徳うぐいすこども園)

3月11日、久徳うぐいすこども園では、「思い出お楽しみ会」が行われ、子育て支援サークル「たんぽぽ」さんに来ていただきました。ハンドベルや読み聞かせなど楽しい内容を盛り込んでくださいました。ハンドベル演奏

「おもいでアルバム」で一緒に歌ったり、絵本の読み聞かせを聞いたり、野菜の曲に合わせて踊りを教えていただき全員が踊りました。子どもたちの楽しそうな笑顔があちこちに広がっていました。



▲動物の楽器で演奏

令和7年度 学校支援ボランティア活動報告(令和8年3月31日現在)

「できる人が、できるときに、できること」を支援する学校支援ボランティア活動は、「支援から連携・協働へ」として継続し、これからも多賀町の子どもたちを見守り、地域の方々が生き生きと活動していただけるものにしていきます。学校教育課では、学校支援ボランティアの募集を随時おこなっています。

令和7年度学校支援ボランティアの支援回数および支援人数(のべ人数)

支援回数	329回 (打ち合わせ・研修会など3回含む)
支援人数 (のべ人数)	66人・のべ810人 (打ち合わせ・研修会など27人含む)

教育総務課 有2-3746 (電)0749-48-8123 (F)0749-48-8155

「こども誰でも通園制度」が始まりました！

すべての子育て家庭を応援するため、保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施しています。お子様の集団生活の機会として、ぜひご活用ください。

- 利用対象者 生後6ヶ月から満3歳未満の未就園のお子様
- 利用可能枠 お子様1人につき、月10時間まで
- 利用料金 1時間あたり300円
- 実施施設 大滝たきのみやこども園



- 利用時間 開園日(平日)の9時00分から11時30分
※詳しくはHPをご覧ください。
- お問い合わせ 多賀町教育委員会事務局教育総務課
(電)0749-48-8123

